

飲酒運転防止のための校内ルール

長野県塩尻志学館高等学校

- 1 毎年度4月当初に、学校全体で「飲酒運転しませんげん(宣言)」を行う。
- 2 このルールは学校全体及び学年会、教科会、分掌等の本校職員が主催する酒席及び勤務場所から直接酒席会場に向かうものを対象とする。
- 3 酒席会場には次の場合を除き、原則として自家用車では参加しない。
 - (1) 飲酒をしない。
 - (2) 運転代行を用いる。(この場合は飲酒前に運転代行を予約する)
 - (3) 会場周辺の駐車場に自家用車を置いて帰宅する。(会場が学校から遠距離にあり、かつ、飲酒しない同僚の自家用車に同乗して帰宅する場合、家族等の迎えがある場合あるいは公共交通機関を用いて帰宅する場合)
- 4 酒席を設定する場合、幹事は以下の事を行う。
 - (1) 出欠調査の際に
 - ① 飲酒の有無
 - ② 自家用車の使用の有無
 - ③ 帰宅方法についての調査を行い、一覧表を作成する。(少人数の酒席等全員の動向が把握できる場合は一覧表の作成は必要ない)
 - (2) 受付の際に、上記(1)について再度確認する。自家用車で会場に来たものについては、以下のようになる。
 - ① 飲酒しない職員については、そのことが参加者にわかる様にする。(事前に参加者全員に周知、プレート等の着用等)
 - ② 飲酒し、自家用車を会場周辺において帰る職員については、駐車場所を確認する。
 - ③ 運転代行を用いる職員には、予約の有無及び自家用車の駐車場所を確認する。
 - (3) 酒席の終了時(管理職が出席している場合は、管理職・幹事、その他は幹事)
 - ① 運転代行予約者については、代行車に乗車するまで駐車場等で確認する。なお、運転代行での帰宅予定者は2次会以降の参加は認めない。
 - ② 自家用車を会場周辺において帰る職員については、帰途についたかどうか確認する。
- 5 酒席で飲酒した翌日の出勤は自家用車の使用を控えるのが望ましい。(本人の体質及び飲酒量にもよるが、飲酒終了後原則10時間までは自動車の運転を控えた方がよいというデータがある)
- 6 外部団体が主催する酒席であっても、本校職員の立場で参加する場合はこのルールに準拠し、くれぐれも飲酒(酒気帯び)運転をしないように細心の注意を払う。

【平成31年4月24日制定】